第三第二号の表二を次のように改める。

樹種群	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
DFir—L	九・〇
Hem—Tam	七・八
Hem—Fir	六・〇
S—P—F又はSpruce—Pine—Fir	六・〇
W Cedar	六・〇
SYP	九・〇
JS Ⅰ	七・八
JS Ⅱ	六・〇
JS Ⅲ	七・八

（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第三条　枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次のように改正する。

第二第一号の表㈠の項中「枠組壁工法構造用製材の」を「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の」に、「昭和四十九年農林水産省告示第六百号」を「昭和四十九年農林省告示第六百号」に、「枠組壁工法構造用製材規格」を「枠組壁工法構造用製材等規格」に、「枠組壁工法構造用製材規格第六条」を「若しくは甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級、枠組壁工法構造用製材等規格第六条」に、「ＭＳＲ製材の規格」を「ＭＳＲ枠組材の規格若しくは第十条に規定するＭＳＲたて継ぎ材の規格」に改め、「、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号。以下「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」という。）に規定する甲種たて継ぎ材の特級、一級若しくは二級」を削り、同表㈢の項中「、枠組壁工法構造用製材規格」を「又は枠組壁工法構造用製材等規格」に、「又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する」を「、」に改め、同表㈣の項中「枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格」を「枠組壁工法構造用等規格」に改め、同表㈤の項中「、枠組壁工法構造用製材規格」を「又は枠組壁工法構造用製材等規格」に、「又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材規格に規定する」を「若しくは」に改める。

第三第三号、第四第一号及び第二号、第五第四号、第八号及び第九号、第七第一号並びに第八第二号中「枠組壁工法構造用製材規格」を「枠組壁工法構造用製材等規格」に改める。

（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の一部改正）

第四条　構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一第四号中「、枠組壁工法構造用製材」の下に「及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材」を加え、「昭和四十九年農林水産省告示第六百号」を「昭和四十九年農林省告示第六百号」に、「枠組壁工法構造用製材規格」を「枠組壁工法構造用製材等規格」に改める。

第一第八号及び第九号並びに第二第一号及び第二号中「枠組壁工法構造用製材規格」を「枠組壁工法構造用製材等規格」に改める。

（薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第五条　薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号）の一部を次のように改正する。

第九第一号ロ中「枠組壁工法構造用製材」の下に「及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材」を加え、「昭和四十九年農林水産省告示第六百号」を「昭和四十九年農林省告示第六百号」に改める。

（丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第六条　丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成十四年国土交通省告示第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二第一号中「枠組壁工法構造用製材」の下に「及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材」を加え、「昭和四十九年農林水産省告示第六百号）別表2」を「昭和四十九年農林省告示第六百号）別表第3」に改める。

（建築基準法施行令第四十六条第二項第一号イの規定に基づく構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部改正）

第七条　建築基準法施行令第四十六条第二項第一号イの規定に基づく構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六号中「第七号」を「第六号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
田辺市芳養字阿阪二四〇三番一から同市芳養字阿阪二四〇一番三まで	前	最大 四一（メートル）	六九（メートル）
		最小 一〇	
	後	最大 四四	
		最小 二二	

○国土交通省告示第八百十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年六月三十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年六月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
近畿自動車道松原那智勝浦線	田辺市芳養字阿阪二四〇三番一から同市芳養字阿阪二四〇一番三まで	平成二十七年七月一日六時